

西 監 第 8 9 号

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

西 条 市 長	高 橋 敏 明 殿
西 条 市 議 会 議 長	楠 學 殿
西 条 市 教 育 委 員 会 会 長 教 育 長 職 務 代 理 者	福 田 亜 弓 殿

西 条 市 監 査 委 員	徳 増 竜 伍
西 条 市 監 査 委 員	行 元 博

令 和 6 年 度 定 期 監 査 等 結 果 報 告 の 提 出 に つ い て

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに西条市監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに西条市監査基準第14条第1項及び第17条の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

## 1 監査を実施した時期

- (1)実施期間 令和6年10月4日から令和6年11月29日まで
- (2)聴取日 令和6年11月29日

## 2 監査の種類

定期監査等（財務監査、行政監査）

## 3 監査の対象

- ①くらし支援課 ②移住推進課 ③市民協働推進課 ④市民課
- ⑤教育総務課（各学校給食センターを含む。） ⑥社会教育課（各公民館、各図書館、東予郷土館等を含む。）
- ⑦学校教育課（各小・中学校、各ウィングサポートセンター、青少年育成センターを含む。） ⑧学校政策課

## 4 監査の着眼点

- (1)予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2)予算の執行は適正な権限者が行い、その手続は適正か。
- (3)事務の執行は法令等に従って適正に行われ、違反するものはないか。
- (4)事務の執行は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

## 5 監査の範囲及び方法

主に令和6年度における予算の執行状況及び収入、支出、契約事務等が関係法令に適合し、正確に行われているか等について、監査資料、関係帳簿の提出を求め審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

## 6 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令に適合し、おおむね適正に処理されていた。監査の概要については、次のとおりである。

## 監 査 の 概 要

### 第 1 くらし支援課

#### 1 主な事務事業

- |                           |  |
|---------------------------|--|
| (1) 地域総合整備資金の貸付けに関する事     | (6) 庁舎総合窓口案内に関する事                                    |
| (2) 公共交通に関する事             | (7) 消費生活センターに関する事                                    |
| (3) 過疎、辺地地域の振興に関する事       | (8) 計量器の検定その他計量に関する事                                 |
| (4) ふるさと納税（NPO等指定寄附）に関する事 | (9) 経済対策として実施される臨時特別給付金等の支給に関する事<br>（他の所管に属するものを除く。） |
| (5) 市民相談、行政相談に関する事        |  |

#### 2 職員の配置状況

令和6年9月末現在9人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	副課長	1人	くらし支援係	4人
				生活相談係	3人（内1人再任用職員、内1人任用職員（パート月給））

#### 3 指摘事項等の概要（アは指摘事項、イはアに対する回答、ウは監査委員の意見を表す。以下、3 指摘事項等の概要において同じ。）

##### (1) NPO等が実施する公益的な事業に係る交付金

- ア 収支決算書の支出根拠の確認方法について領収書等の添付を求めないのであれば、いつ、どこで、誰が、どのように確認を行ったのか記録したものを残しておくべきではないかと考えるがどうか。
- イ 補助対象事業者に団体としての活動計算書及び事業報告書の提出を毎年依頼し、これら書類は供閲していることから確認の記録ができていないものと考えている。当該書類は各団体にて監査、総会等で承認を得ているものであり、実績報告書添付の収支決算書の内容は、事業者の事業全体の一部であることから、これら書類をもって確認ができていないものと考えている。

### 第 2 移住推進課

#### 1 主な事務事業

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| (1) 移住・定住の促進に関する事 | (2) 空き家バンクに関する事 |
|-------------------|-----------------|

#### 2 職員の配置状況

令和6年9月末現在5人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	副課長	1人	移住推進係	4人（副課長含む。）
----	----	-----	----	-------	------------

#### 3 指摘事項等の概要

##### (1) お試し移住用住宅寝具等借上業務

- ア 見積書徴収執行表の設計業務費について、設計書に設計されていない内容が記載されているがどうか。また、提出された見積書には、「月額リース基本料 一式3,000円」の記載しかない。しかし、第1回見積高には寝具等賃借料の記載があるが、何を根拠としたものか。
- イ 記載誤りである。
- ウ 適正な事務執行に努められたい。

### 第3 市民協働推進課

#### 1 主な事務事業

- |                               |                                |
|-------------------------------|--------------------------------|
| (1) 住民自治活動及び地域づくり活動の支援に関すること。 | (5) NPO法人設立の認証等事務及び活動支援に関すること。 |
| (2) ボランティア活動の総合調整及び支援に関すること。  | (6) 市民活動支援センターに関すること。          |
| (3) コミュニティに関すること。             | (7) 公共空間の利活用に関すること。            |
| (4) テレビ等の難視聴対策に関すること。         |                                |

#### 2 職員の配置状況

令和6年9月末現在8人、係別の配置状況は次のとおりである。

副部長兼課長	1人	副課長	1人	協働推進係	6人
--------	----	-----	----	-------	----

#### 3 指摘事項等の概要

##### (1) 西条市福祉ボランティア活動補助金（令和6年度分）

ア 4月2日以降の交付決定分について、着手届の提出がないがなぜか。

イ これまで年間運営費補助金という認識で補助金を交付していたため、着手届、完了届の提出を求めていなかった。今回の指摘を受け、活動補助金として認識を改め、令和6年度事業分から着手届、完了届を提出を求める。

### 第4 市民課

#### 1 主な事務事業

- |                                    |                                     |
|------------------------------------|-------------------------------------|
| (1) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等の諸届及び諸証明に関すること。 | (8) 特別永住者証明書の交付等に関すること。             |
| (2) 個人番号の指定及び個人番号カードの交付等に関すること。    | (9) 住居表示及び町名等の整理に関すること。             |
| (3) 埋火葬の許可及び火葬場の使用許可に関すること。        | (10) 人口動態調査に関すること。                  |
| (4) 国民健康保険被保険者資格の取得、喪失等に関すること。     | (11) 自動車臨時運行許可に関すること。               |
| (5) 国民健康保険の葬祭費の給付に関すること。           | (12) 船員法（昭和22年法律第100号）に基づく事務に関すること。 |
| (6) 旅券の発給申請及び交付に関すること。             | (13) 市民サービスコーナーの取扱事務に関すること。         |
| (7) 住民情報の管理に関すること。                 | (14) 国民年金に関すること。                    |

#### 2 職員の配置状況

令和6年9月末現在27人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	市民係	18人（内7人任用職員（パート月給））
		登録管理係	5人
		年金係	3人

#### 3 指摘事項等の概要

##### (1) IC旅券用交付窓口端末機等貸借業務

ア 契約伺いの決裁日が、令和6年4月26日であるが、契約書の契約日が令和6年5月1日になっている。5月1日の根拠はなにか。

イ 前契約の履行期間満了日が4月30日であったため、満了日の翌日である5月1日を契約書の契約日として作成した。決裁日が4月26日であるため、契約日を4月26日として契約書を作成し、又は回議書へ契約日を5月1日とする記載をしたうえで決裁を受けるべきであった。

## 第5 教育総務課

### 1 主な事務事業

- (1) 教育委員会内の調整に関する事。
- (2) 教育委員会の招集、運営及び庶務に関する事。
- (3) 文書管理、例規等法制執務に関する事。
- (4) 統計、調査に関する事。
- (5) 栄典、証明等に関する事。
- (6) 収入管理、公印の管理に関する事。
- (7) 教育委員会職員の人事管理、服務及び福利厚生等に関する事。
- (8) 教育委員会の財産管理に関する事。
- (9) 予算管理に関する事。
- (10) 学校等の経理事務の指導、助言及び審査に関する事。
- (11) 契約事務、検収及び支払等に関する事。
- (12) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関する事。
- (13) 教育施設の建設及び維持管理に関する事。
- (14) 学校給食・共同調理場に関する事。

### 2 職員の配置状況

令和6年9月末現在16人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	副課長	2人	教育総務係	4人(内1人任用職員(パート時給))
				教育施設係	5人(内1人任用職員(パート時給)、1人副課長含む。)
				学校給食係	6人(内1人任用職員(パート月給)、1人副課長含む。)

### ● 学校庁務員

#### ◎ 小学校庁務員

職員の配置状況(令和6年9月末現在、28人)

正規職員 8人  
任用職員 20人(内17人パート月給、3人パート時給)

#### ◎ 中学校庁務員

職員の配置状況(令和6年9月末現在、13人)

正規職員 3人  
任用職員 10人(内7人パート月給、3人パート時給)

### ● 学校給食センター

#### ◎ 丹原学校給食センター

職員の配置状況(令和6年9月末現在、13人)

所長 1人(再任用職員) 調理員 10人(内3人任用職員(フルタイム)、7人任用職員(パート時給))  
運転手 2人(任用職員(パート時給))

#### ◎ 小松学校給食センター

職員の配置状況(令和6年9月末現在、9人)

所長 1人(再任用職員) 調理員 7人(内3人任用職員(フルタイム)、4人任用職員(パート時給))  
運転手 1人(任用職員(パート時給))

● 学校給食調理員

◎ 小学校給食調理員

職員の配置状況（令和6年9月末現在、66人）

正規職員 10人 再任用職員 4人

任用職員 52人（内26人フルタイム、26人パート月給）

◎ 中学校給食調理員

職員の配置状況（令和6年9月末現在、33人）

正規職員 5人 再任用職員 2人

任用職員 26人（内9人フルタイム、17人パート月給）

3 指摘事項等の概要

(1) 西条市学校給食補助金ほか

ア 給食会等の口座名義が個人名になっているものがあるが、人事異動、残金等準公金の管理上問題ないのか。

イ 口座名義については、人事異動があった際は、速やかに名義変更を行う対応で問題ないと認識している。

ア 小松学校給食センター令和5年度収支決算書の次年度繰越金の額が、他の学校給食会と比較し、突出して多いのはなぜか。

イ 繰越金額に不備があったため、後日、差し替えを行う予定だったところ失念した。補助額には影響しないが、適正な文書の審査ができていなかった。

ウ 適正な事務執行に努められたい。

(2) 中央公民館舞台機構設備点検委託業務

ア 点検報告を受けて、修繕計画は出来上がったのか。

イ 講演やセミナー、大規模な集会等、舞台装置を使用しなくても開催可能な使用に限定し、危険性のある舞台装置等については、来年度以降、使用停止するとともに落下防止又は撤去等の対策を行う。また、講演やセミナー等においても使用する一部の舞台装置については、必要な修繕又は更新を行う予定である。

(3) 施設修繕執行関係

ア 予定価格決定書が綴られていないが、見積書徴収執行表の予定価格等の欄には金額を記載している。予定価格はどのように決定したのか。

イ 予定価格決定書の綴り漏れである。

## 第6 社会教育課

### 1 主な事務事業

- |                                     |                                 |
|-------------------------------------|---------------------------------|
| (1) 社会教育委員会の招集、運営及び庶務に関する事。         | (7) 公民館及び図書館の統括管理に関する事。         |
| (2) 成人教育に関する事。                      | (8) 芸術、文化の顕彰及び振興に関する事。          |
| (3) 視聴覚教育に関する事。                     | (9) 文化財の保存、保護及び活用等に関する事。        |
| (4) 社会教育指導者の育成及び社会教育関係団体の育成指導に関する事。 | (10) 芸術、文化関係団体の育成指導及び連絡調整に関する事。 |
| (5) 生涯学習に関する事。                      | (11) 文化施設の設置、統括管理及び廃止に関する事。     |
| (6) 社会教育施設の設置、管理運営及び廃止等に関する事。       |                                 |

### 2 職員の配置状況

令和6年9月末現在34人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長 1人 副課長 1人 社会教育係 7人（内2人任用職員（パート月給））  
歴史文化振興係 25人（内1人再任用職員、内1人任用職員（パート月給）、19人任用職員（パート時給））

#### ◎ 西条図書館

職員の配置状況（令和6年9月末現在、25人）

館長 1人 副館長 2人 係 22人（内16人任用職員（パート月給）、5人任用職員（パート時給））

#### ◎ 東予図書館

職員の配置状況（令和6年9月末現在、8人）

館長 1人（再任用職員）（東予郷土館館長兼務） 副館長 1人（任用職員（パート月給）、東予郷土館副館長兼務）  
係 6人（内4人任用職員（パート月給）、2人任用職員（パート時給））

#### ◎ 丹原図書館

職員の配置状況（令和6年9月末現在、5人）

館長 1人（再任用職員、佐伯記念館館長兼務） 係 4人（任用職員（パート月給））

#### ◎ 小松温芳図書館

職員の配置状況（令和6年9月末現在、9人）

館長 1人（再任用職員） 係 8人（内1人再任用職員、5名任用職員（パート月給）2人任用職員（パート時給））

#### ◎ 東予郷土館

職員の配置状況（令和6年9月末現在、5人）

館長 1人（再任用職員）（東予図書館館長兼務） 副館長 1人（任用職員（パート月給）、東予図書館副館長兼務）  
係 3人（任用職員（パート月給））

#### ◎ 考古歴史館

職員の配置状況（令和6年9月末現在、3人）

館長 1人（再任用職員） 係 2人（内1人任用職員（パート月給）、1人任用職員（パート時給））

- ◎ 生涯学習の館  
職員の配置状況（令和6年9月末現在、2人）  
館長 1人（再任用職員）  
係 1人（任用職員（パート月給））
- ◎ 佐伯記念館・郷土資料館  
職員の配置状況（令和6年9月末現在、3人）  
館長 1人（再任用職員、丹原図書館長兼務）  
係 2人（任用職員（パート時給））
- 公民館（29館） 職員の配置状況（令和6年9月末現在）
  - ◎ 中央公民館 3人  
館長 1人（再任用職員）  
主事 2人（任用職員（パート月給））
  - ◎ 西条公民館 4人  
館長 1人（再任用職員）  
主事 2人（任用職員（パート月給））  
主事補 1人（任用職員（パート時給））
  - ◎ 神拝公民館 4人  
館長 1人（任用職員（パート月給））  
主事 2人（任用職員（パート月給））  
主事補 1人（任用職員（パート時給））
  - ◎ 大町公民館 4人  
館長 1人（任用職員（パート月給））  
主事 2人（任用職員（パート月給））  
主事補 1人（任用職員（パート月給））
  - ◎ 玉津公民館 5人  
館長 1人（任用職員（パート月給））  
主事 2人（任用職員（パート月給））  
主事補 2人（内1人任用職員（パート月給）、1人任用職員（パート時給））
  - ◎ 飯岡公民館 3人  
館長 1人（任用職員（パート月給））  
主事 2人（任用職員（パート月給））
  - ◎ 神戸公民館 3人  
館長 1人（任用職員（パート月給））  
主事 2人（任用職員（パート月給））
  - ◎ 橘公民館 4人  
館長 1人（任用職員（パート月給））  
主事 2人（2人任用職員（パート月給））  
主事補 1人（任用職員（パート月給））
  - ◎ 禎瑞公民館 3人  
館長 1人（任用職員（パート月給））  
主事 2人（任用職員（パート月給））
  - ◎ 氷見公民館 3人  
館長 1人（任用職員（パート月給））  
主事 2人（任用職員（パート月給））
  - ◎ 加茂公民館 3人  
館長 1人（再任用職員）  
主事 1人（任用職員（パート月給））  
主事補 1人（任用職員（パート時給））
  - ◎ 大保木公民館 4人  
館長 1人（任用職員（パート月給））  
主事 1人（任用職員（パート月給））  
主事補 2人（内1人任用職員（パート月給）、1人任用職員（パート時給））

◎ 市之川公民館 1人  
館長 1人（任用職員（パート月給））

◎ 吉井公民館 3人  
館長 1人（再任用職員）  
主事 2人（任用職員（パート月給））

◎ 壬生川公民館 3人  
館長 1人（任用職員（パート月給））  
主事 2人（任用職員（パート月給））

◎ 吉岡公民館 3人  
館長 1人（任用職員（パート月給））  
主事 2人（任用職員（パート月給））

◎ 楠河公民館 3人  
館長 1人（任用職員（パート月給））  
主事 2人（任用職員（パート月給））

◎ 丹原公民館 3人  
館長 1人（再任用職員）  
主事 2人（任用職員（パート月給））

◎ 田野公民館 4人  
館長 1人（任用職員（パート月給））  
主事 2人（任用職員（パート月給））  
主事補 1人（任用職員（パート月給））

◎ 桜樹公民館 3人  
館長 1人（任用職員（パート月給））  
主事 1人（任用職員（パート月給））  
主事補 1人（任用職員（パート時給））

◎ 石根公民館 3人  
館長 1人（任用職員（パート月給））  
主事 2人（任用職員（パート月給））

◎ 周布公民館 3人  
館長 1人（任用職員（パート月給））  
主事 2人（任用職員（パート月給））

◎ 多賀公民館 4人  
館長 1人（任用職員（パート月額））  
主事 2人（任用職員（パート月給））  
主事補 1人（任用職員（パート月給））

◎ 国安公民館 3人  
館長 1人（任用職員（パート月給））  
主事 2人（任用職員（パート月給））

◎ 三芳公民館 3人  
館長 1人（再任用職員）  
主事 2人（任用職員（パート月給））

◎ 庄内公民館 3人  
館長 1人（任用職員（パート月給））  
主事 2人（任用職員（パート月給））

◎ 徳田公民館 3人  
館長 1人（任用職員（パート月給））  
主事 2人（任用職員（パート月給））

◎ 中川公民館 3人  
館長 1人（任用職員（パート月給））  
主事 2人（任用職員（パート月給））

◎ 小松公民館 4人  
館長 1人（再任用職員）  
主事 2人（任用職員（パート月給））  
主事補 1人（任用職員（パート月給））

### 3 指摘事項等の概要

- (1) 補助金（補助事業者が下部組織に補助金を支出している団体に対する補助金）交付要綱関係
- ア 間接補助事業者に対し、監査を可能にするための要綱改正の検討はなされたのか。
  - イ 団体事務局が社会教育課にあり、当課で監査が可能な団体については、現時点では改正していない。今後、必要があれば改正する。それ以外の団体については、改正に至っていないが、団体の活動の実情に見合った補助ができるよう改正を検討していきたい。

## 第7 学校教育課

### 1 主な事務事業

- |                                      |                               |
|--------------------------------------|-------------------------------|
| (1) 児童生徒の就学事務に関する事。                  | (11) 小・中学校のスポーツ、芸術文化の振興に関する事。 |
| (2) 就学援助に関する事。                       | (12) スポーツ推進委員の委嘱に関する事。        |
| (3) 奨学事務に関する事。                       | (13) スポーツ推進審議会に関する事。          |
| (4) 教材教具の整備等に関する事。                   | (14) 学校安全に関する事。               |
| (5) 教科用図書の無償給与に関する事。                 | (15) 教員研修に関する事。               |
| (6) 学校の保健管理に関する事。                    | (16) 育成センターの統括管理に関する事。        |
| (7) 教材選定、教科用図書採択等教材取扱に関する事。          | (17) ウィングサポートセンターの管理運営に関する事。  |
| (8) 県費負担教職員の人事管理、サービス及びその他の内申等に関する事。 | (18) ICT教育に関する事。              |
| (9) 教育課程、学習指導等教育指導に関する事。             | (19) 次世代に向けた学校づくりに関する事。       |
| (10) 小・中学校の各種指導事業に関する事。              |                               |

### 2 職員の配置状況

令和6年9月末現在17人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	指導主幹	1人	副課長	3人	学務指導係	7人
						スマートスクール推進係	5人（内3人任用職員（パート月給）1人副課長含む。）
						発達支援係	1人

#### ◎ 東部ウィングサポートセンター

職員の配置状況（令和6年9月末現在、7人）

所長	1人（任用職員（パート月給）、西部ウィングサポートセンター所長兼務）
係	2人
相談員	4人（任用職員（パート月給））

#### ◎ 西部ウィングサポートセンター

職員の配置状況（令和6年9月末現在、8人）

所長	1人（任用職員（パート月給）、東部ウィングサポートセンター所長兼務）
係	2人
相談員	5人（内4人任用職員（パート月給）、1人任用職員（パート時給））

- ◎ A L T（外国語指導助手）（令和6年9月末現在）  
14人（内9人派遣職員、5人任用職員（パート月給））

- ◎ ことばの教室指導員（令和6年9月末現在）  
3人（内2人任用職員（パート月給）、1人任用職員（パート時給））

◎ 青少年育成センター（令和6年9月末現在）  
8人（任用職員（パート月給））

◎ スクール・サポート・スタッフ（令和6年9月末現在）  
7人（任用職員（パート時給））

◎ にほんご指導教室支援員（令和6年9月末現在）  
4人（任用職員（パート時給））

◎ 特別支援教育支援員（令和6年9月末現在）  
49人（任用職員（パート時給））

◎ ハートなんでも相談員（令和6年9月末現在）  
11人（任用職員（パート時給））

◎ スクールソーシャルワーカー（令和6年9月末現在）  
1人（任用職員（パート時給））

### 3 指摘事項等の概要

#### (1) 就学援助システム借上業務

- ア 見積徴収日時が、議会議決前の3月18日で、同日に開札されている。開札（見積書徴収期限）は、新年度予算の議決日以降に設定すべきではないのか。
- イ 確認不足であった。
- ウ 適正な事務執行に努められたい。

## 第8 学校政策課

### 1 主な事務事業

- (1) 学校教育政策の企画及び実施に関すること。
- (2) 学校適正規模・適正配置等に関すること。
- (3) 学校、家庭及び地域の連携によるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）及び地域学校協働活動の推進に関すること。

### 2 職員の配置状況

令和6年9月末現在135人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長 1人                      指導主幹 1人                      副課長 1人

学校政策係                      2人（副課長含む。）

地域学校協働係                      4人（内1人任用職員（パート月給））

放課後児童指導員                      127人（任用職員（パート時給））

### 3 指摘事項等の概要

#### (1) 西条市学校地域連携推進事業補助金（令和5年度分）

- ア 交付申請時に計上した備品について、実績では用途の全く異なるものを購入している。事業変更申請はされていないようだが、担当課はこの変更について事前に把握し、承認したのか。
- イ 軽微な変更として捉え実績報告にて報告を受け、使途等の内容を確認し承認の上、額の決定を行った。交付要綱で示している補助対象事業から逸脱しておらず、計画時より必要性の高いものを購入したと理解している。